

## 令和6年度学校給食費及び納期限(口座振替日)について(お知らせ)

対象月	納期限・口座振替日	小学校 (1食245円)	中学校 (1食285円)	給食調理 日数
4月分	令和6年5月31日(金)	3,675	4,275	15日
5月分	7月1日(月)	5,145	5,985	21日
6月分	7月31日(水)	4,900	5,700	20日
7月分	9月2日(月)	3,185	3,705	13日
9月分	10月31日(木)	4,410	5,130	18日
10月分	12月2日(月)	5,390	6,270	22日
11月分	令和7年1月6日(月)	4,655	5,415	19日
12月分	1月31日(金)	3,675	4,275	15日
1月分	2月28日(金)	4,165	4,845	17日
2月分	3月31日(月)	4,410	5,130	18日
3月分	4月30日(水)	3,185	3,705	13日

- ※ 口座振替の方は、口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。  
 ※ 納付書払いの方は、別途送付する納付書により納期限までに納付してください。

### 【留意事項】

- 1 口座振替の場合は、口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。なお、市からの領収書は発行されません。通帳記帳等により御確認ください。
- 2 納付書払いの場合は、別途送付する納付書により納期限までに納付してください。
- 3 学校給食は多くの食材を確保するため、事前に発注しますので、4日前(土日祝休日等を除く。)までに、欠席等により給食を食べない旨、学校に連絡がない場合は、学校給食費を請求させていただきます。
- 4 経済的な理由によって、市立小中学校への就学に困難が生じる場合、学校給食費や学用品費等、学校で必要な費用の一部を援助する制度(就学援助)があります。詳しくは学校へお問い合わせください。
- 5 児童手当から差し引いて、学校給食費への支払いに充てることも可能です(ただし、公務員を除く)。詳しくは学校給食課へお問い合わせください。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課 電話 0568-85-6341